

障害者総合支援法関係

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

目 次

- 1 障害福祉施策の概要・経緯
- 2 障害者自立支援法のポイント
- 3 障害者総合支援法のポイント
- 4 その他の障害者福祉施策の動向
- 5 令和6年度障害福祉サービス報酬改定
- 6 県の具体的推進方策

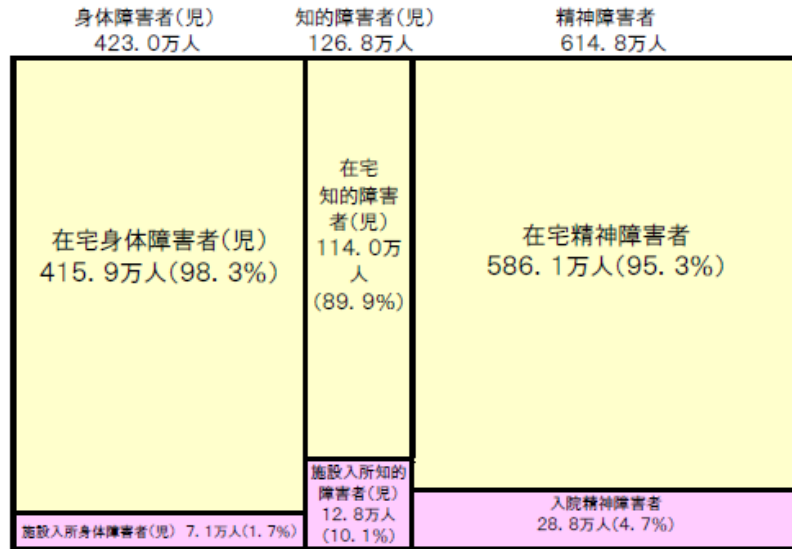
1 障害福祉施策の概要・経緯

障害者の数

- 障害者の総数は1164.6万人であり、人口の約9.3%に相当。
- そのうち身体障害者は423.0万人、知的障害者は126.8万人、精神障害者は614.8万人。

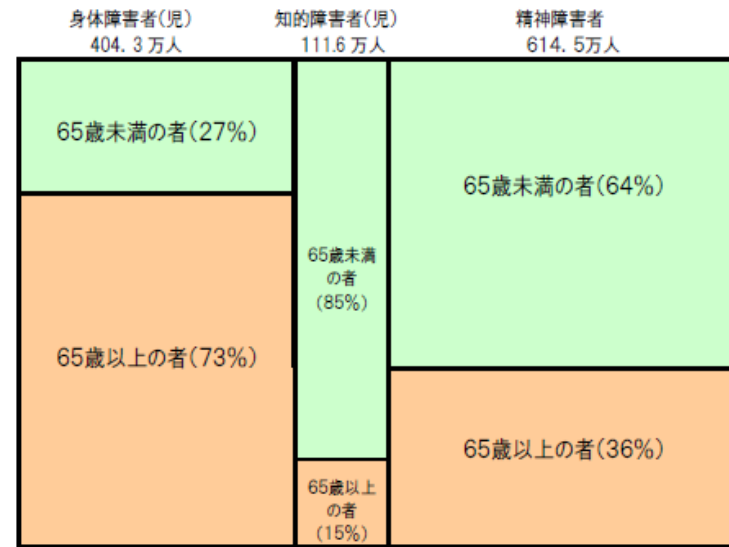
(在宅・施設別)

障害者総数 1164.6万人(人口の約9.3%)
 うち在宅 1116.0万人(95.8%)
 うち施設入所 48.7万人(4.2%)



(年齢別)

65歳未満 53%
 65歳以上 47%



出典 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(令和4年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(令和3年)等、在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(令和2年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。このため、障害者手帳非所持で障害福祉サービス等を利用している者は含まれていない。

※施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。

※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)で算出し、精神障害者数は在宅及び施設入所者数(いずれも年齢不詳を除く)で算出。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である(各種別ごとの人数を単純に合計)。

※令和2年から患者調査の総患者数の推計方法を変更している。具体的には、再来外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(平成29年までは31日以上を除外していたが、令和2年からは99日以上を除外して算出)。

本県の障害者手帳所持者数

単位：人

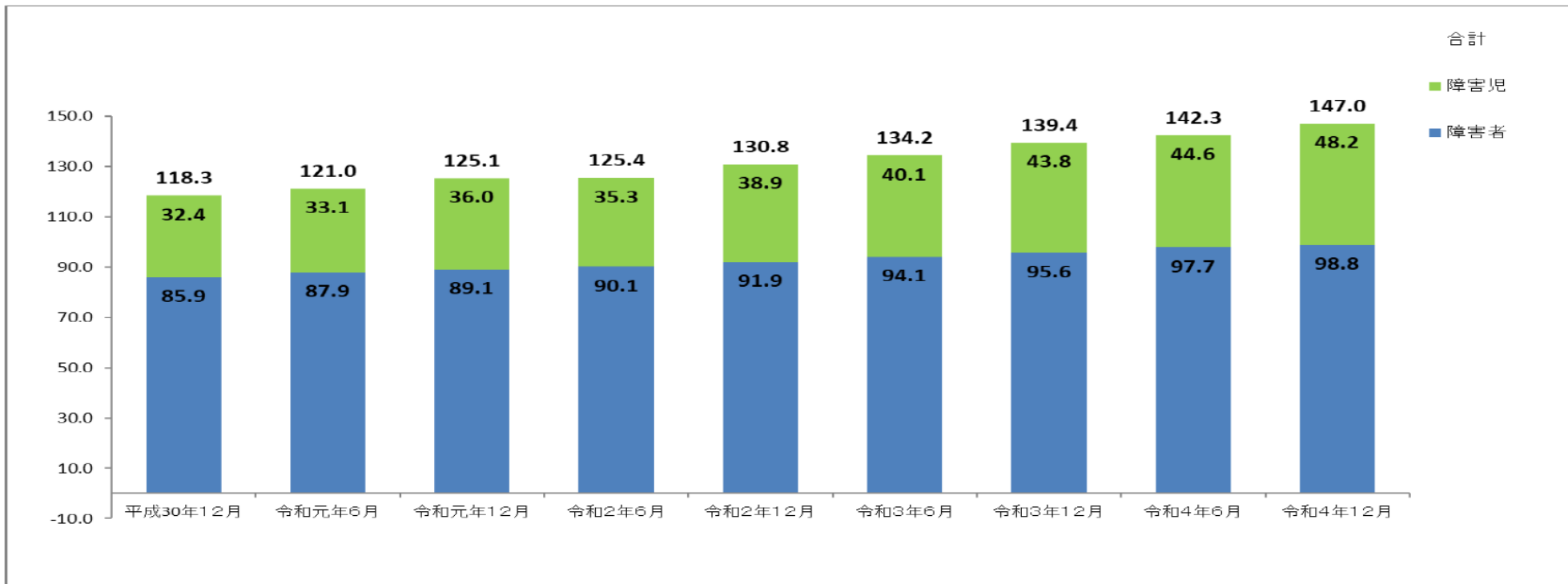
	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者保 健福祉手帳	延べ交付数 (※1)
平成30年度	51, 598	12, 106	10, 975	74, 679
令和元年度	51, 278	12, 283	11, 947	75, 508
令和2年度	50, 304	12, 331	12, 452	75, 087
令和3年度	49, 525	12, 395	13, 332	75, 252
令和4年度	48, 805	12, 515	12, 913	74, 233
令和5年度	(※2)47, 899	12, 646	13, 870	74, 415

※1 複数の手帳の交付を受けている方もあることから、延べ人数であること。

※2 ①肢体不自由:23, 672 ②内部障がい:16, 319
③聴覚・平衡機能障がい:4, 013 ④視覚・視野障がい:3, 395
⑤音声・言語・そしゃく障がい:500

利用者数の推移（障害福祉サービスと障害児サービス）

（単位：万人）



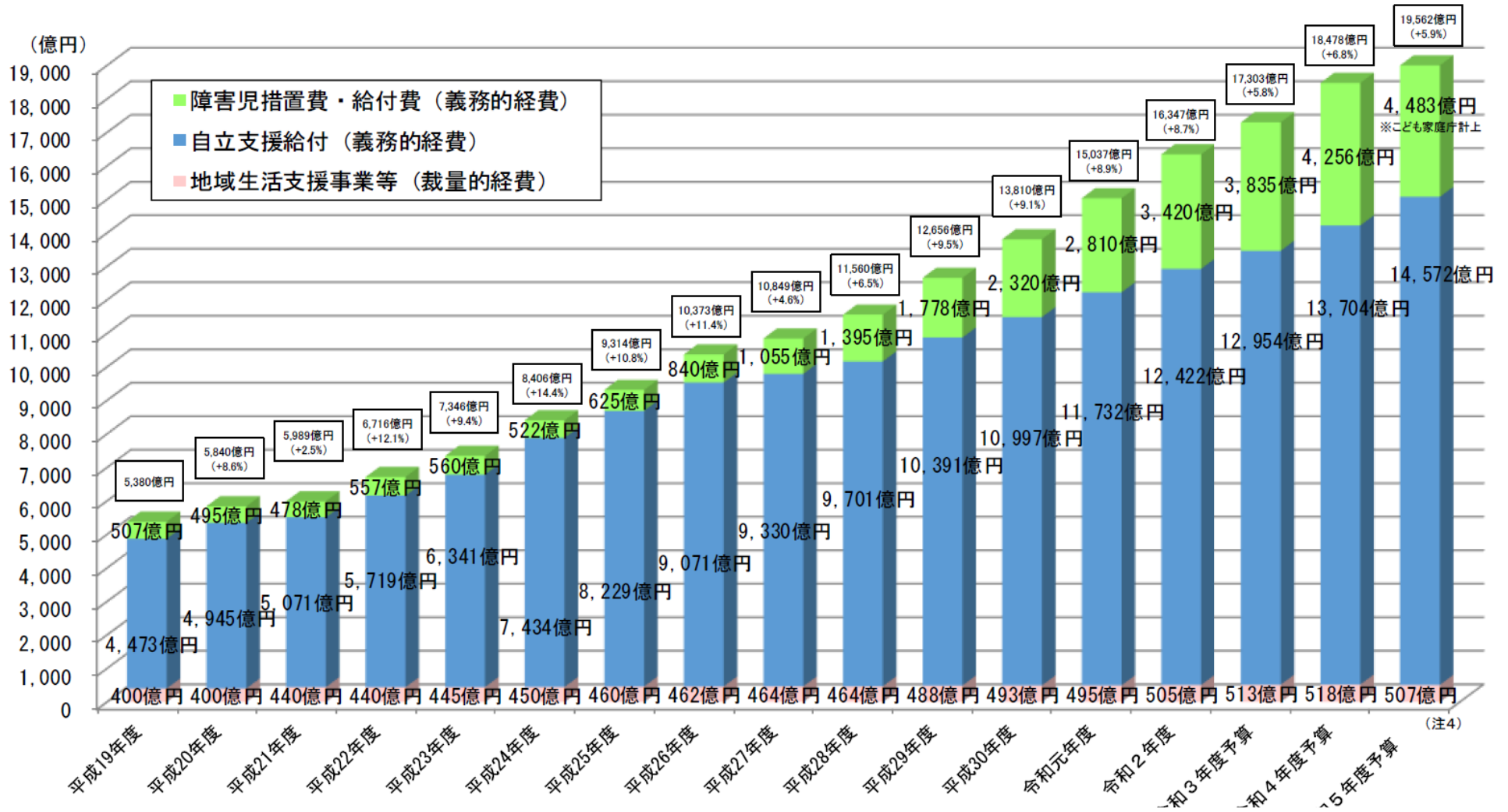
○令和3年12月→令和4年12月の伸び率(年率)..... 5.4%

(令和4年12月の利用者数)

このうち	身体障害者の伸び率.....	0.8%	身体障害者.....	22.8万人
	知的障害者の伸び率.....	1.9%	知的障害者.....	44.0万人
	精神障害者の伸び率.....	7.6%	精神障害者.....	30.2万人
	障害児の伸び率.....	9.7%	難病等対象者...	0.4万人 (4,348人)
			障害児.....	49.6万人 (※)
			(※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)	

障害福祉サービス等予算の推移

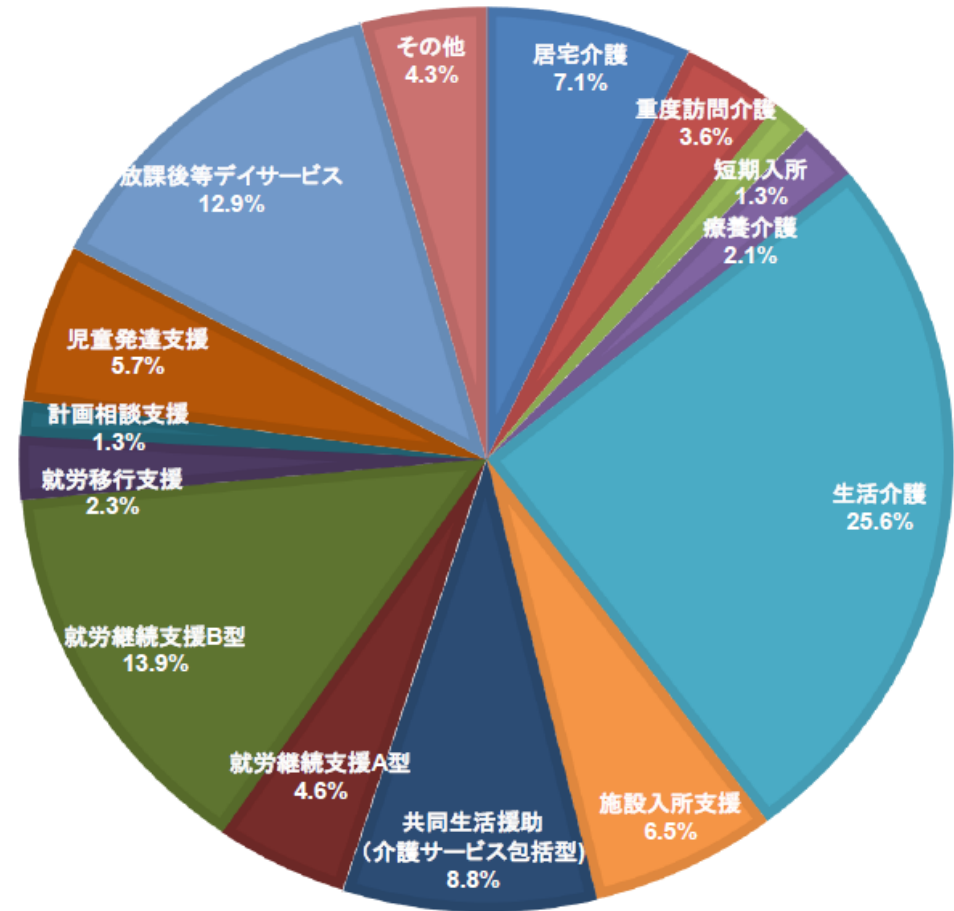
障害福祉サービス関係予算額は15年間で3倍以上に増加している。



障害福祉サービス等におけるサービス種類別に応じた総費用額及び構成割合

令和3年度	総費用額(億円)	
	金額	比率
合計	31,792	100.0%
居宅介護	2,264	7.1%
重度訪問介護	1,129	3.6%
短期入所	417	1.3%
療養介護	683	2.1%
生活介護	8,143	25.6%
施設入所支援	2,055	6.5%
共同生活援助(介護サービス包括型)	2,786	8.8%
就労継続支援A型	1,470	4.6%
就労継続支援B型	4,432	13.9%
就労移行支援	732	2.3%
計画相談支援	400	1.3%
児童発達支援	1,803	5.7%
放課後等デイサービス	4,102	12.9%
その他	1,376	4.3%
同行援護	194	0.6%
行動援護	164	0.5%
重度障害者等包括支援	4	0.0%
自立生活援助	3	0.0%
共同生活援助(外部サービス利用型)	150	0.5%
共同生活援助(日中サービス支援型)	214	0.7%
宿泊型自立訓練	48	0.2%
自立訓練(機能訓練)	26	0.1%
自立訓練(生活訓練)	211	0.7%
就労移行支援(養成施設)	1	0.0%
就労定着支援	51	0.2%
地域移行支援	3	0.0%
地域定着支援	4	0.0%
障害児相談支援	154	0.5%
医療型児童発達支援	9	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	3	0.0%
保育所等訪問支援	32	0.1%
福祉型障害児入所施設	54	0.2%
医療型障害児入所施設	52	0.2%

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 短期入所
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 共同生活援助(介護サービス包括型)
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 就労移行支援
- 計画相談支援
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- その他



出典:国保連データ

※端数処理の関係で内訳の合計は総数に一致しない。

障害者施策の変遷

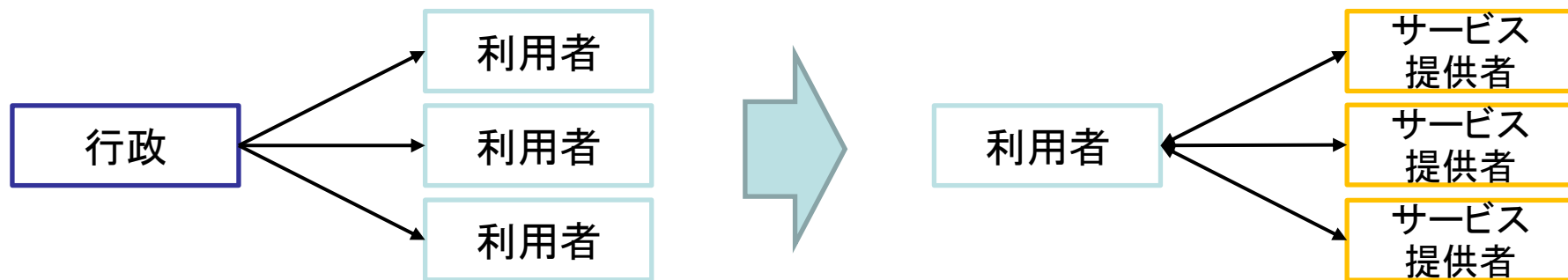
かつての障害者施策：**施設入所**が中心

「ノーマライゼーション」理念の浸透

障害者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的考え

障害者も社会参加ができる環境づくりへ
施設ではなく、**地域で生活**を続けられるよう支援

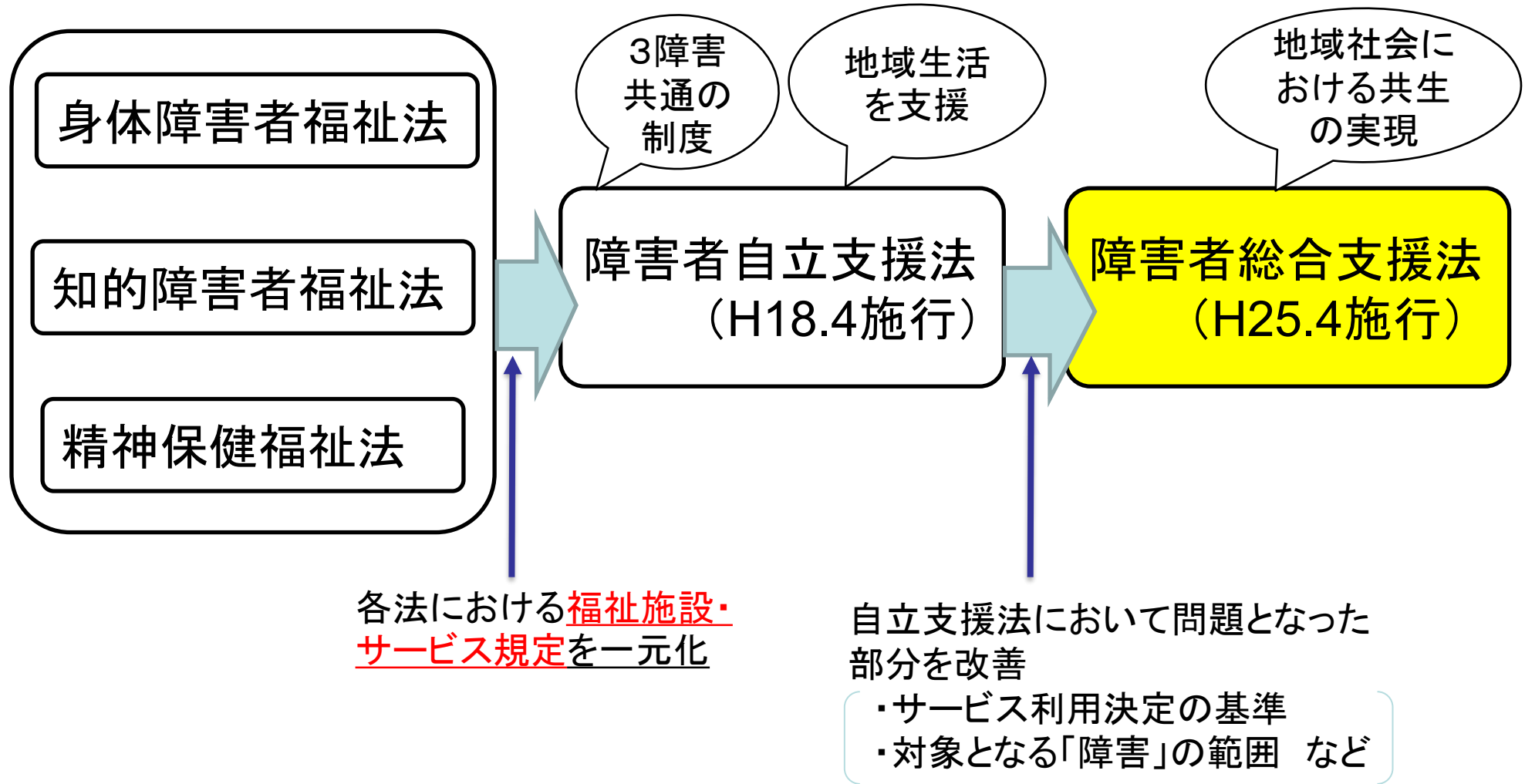
措置制度から契約制度へ



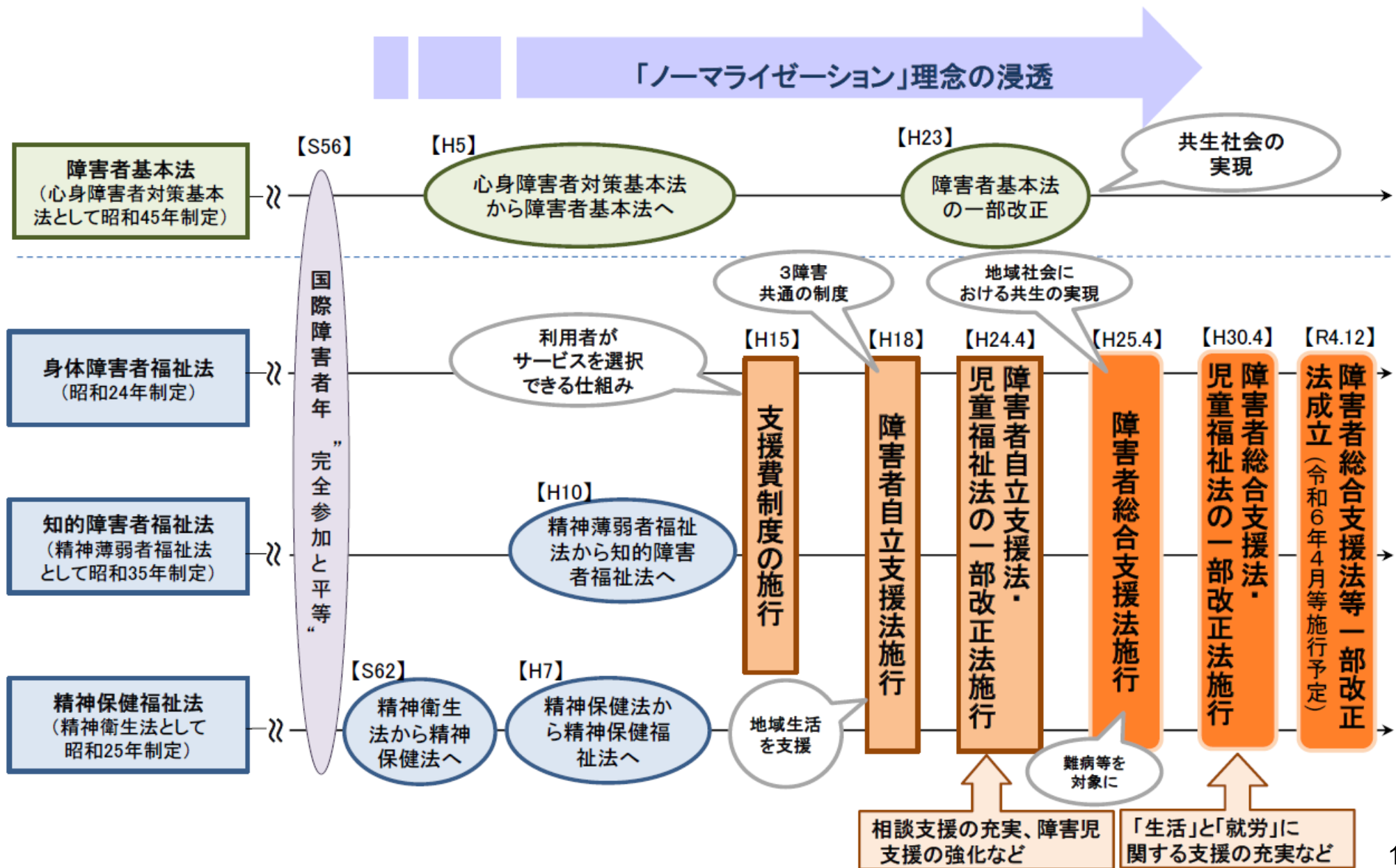
■ 措置制度：どのサービスを提供するかは、行政が決める。

■ 契約制度：どのサービスを利用するかを
利用者が選べる。

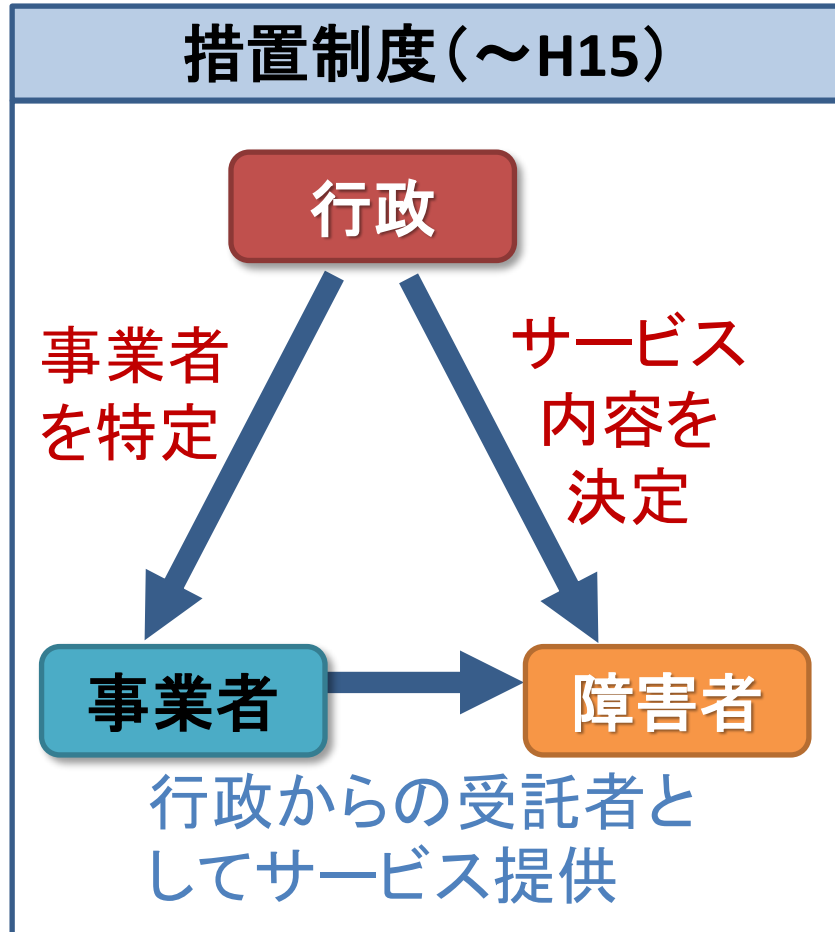
法律の変遷



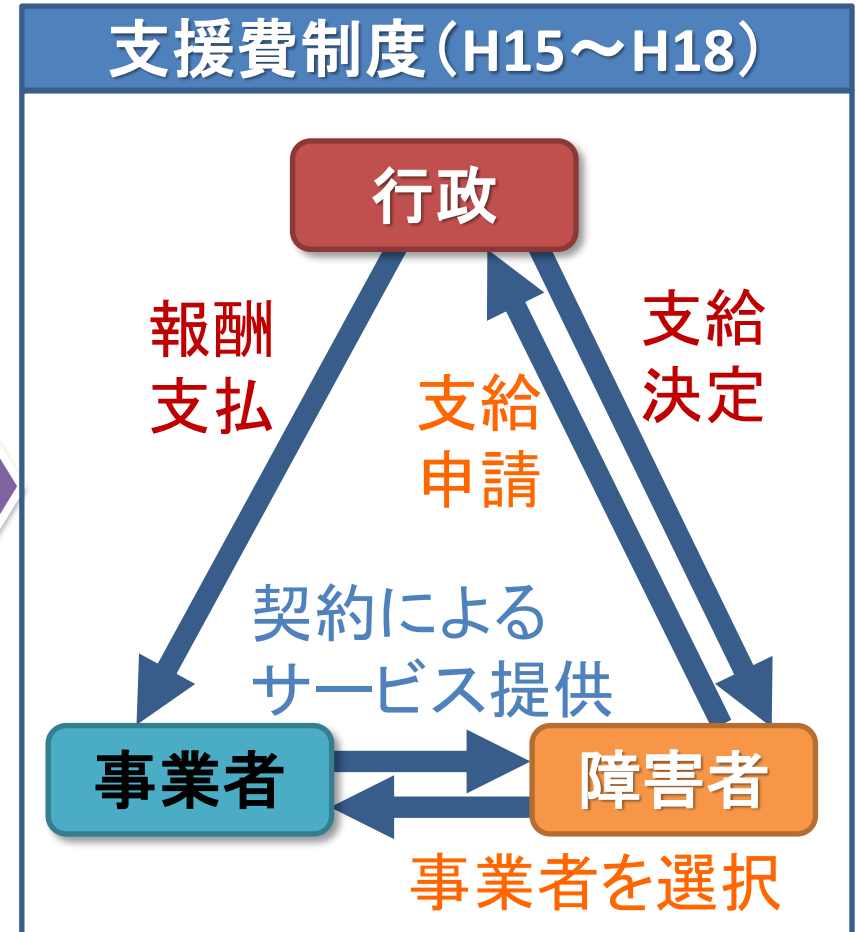
障害保健福祉施策の歴史



措置制度から支援費制度へ(H15)



- 行政がサービス内容を決定
- 行政が事業者を特定
- 事業者は行政からの受託者としてサービス提供



- 障害者の自己決定を尊重(サービス利用意向)
- 事業者と利用者が対等
- 契約によるサービス利用

支援費制度における課題

- 身体、知的、精神という障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、使いづらい仕組みとなっていた。また、精神障害者は支援費制度の対象外であった。
- 地方自治体によっては、サービスの提供体制が不十分であり、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていなかった。
- 働きたいと考えている障害者に対して、就労の場を確保する支援が十分でなかった。
- 支給決定のプロセスが不透明であり、全国共通の判断基準に基づいたサービス利用手続きが規定されていなかった（サービスの必要度を測る「ものさし」がなかったために、地域によって、個々人によってサービスの内容・量が大きく乖離）。



障害者自立支援法の施行(H18)

2 障害者自立支援法のポイント

●ポイント①:障害者施策を3障害一元化

<制定前>

- 3障害ばらばらの制度体系(精神障害は支援費制度の対象外)
- 実施主体が都道府県、市町村に二分化



- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に。
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ。

●ポイント②: 支給決定の透明化、明確化

< 制定前 >

- 全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- 支給決定のプロセスが不透明



- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入。
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化。

「障害者自立支援法」のポイント

●ポイント③:利用者本位のサービス体系に再編

<制定前>

- 障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- 入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離



- 33種類に分かれた施設体系を再編し、日中活動支援と夜間の居住支援を分離。
- あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設。
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用。

●ポイント④:就労支援の抜本的強化

<制定前>

- 養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- 就労を理由とする施設退所者はわずか1%



- 新たな就労支援事業を創設。
- 雇用施策との連携を強化。

「障害者自立支援法」のポイント

●ポイント⑤: 安定的な財源の確保

< 制定前 >

- 新規利用者は急増する見込み
- 不確実な国の費用負担の仕組み



- 国の費用負担の責任を強化（費用の1／2を負担）。
- 利用者分応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに。

障害者自立支援法から障害者総合支援法※へ

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

目的の改正

- 「自立」の代わりに、新たに、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記
- 障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととする

基本理念の創設

- ① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念
- ② 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- ③ 可能な限りその身近な場所において必要な(中略)支援を受けられること
- ④ 社会参加の機会の確保
- ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥ 社会的障壁の除去

3 障害者総合支援法のポイント

「障害者総合支援法」のポイント

●ポイント①: 障害者の範囲の見直し(障害児の範囲も同様)

<施行前>

- 障害者自立支援法における支援の対象者:
 - 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
 - 知的障害者福祉法にいう知的障害者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者を含み、知的障害者を除く)
 - 身体障害者の定義: 永続し、かつ一定以上の障害があるものを対象
身体障害者の範囲: 身体障害者福祉法別表に限定列挙
- ⇒症状が変動しやすいなどにより**難病患者等が障害福祉サービスの支援の対象外となる場合がある**



制度の谷間を埋めるべく、**障害者の定義に新たに難病等**(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)**を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。**

●ポイント②: 障害支援区分の創設

< 施行前 >

名称: 障害程度区分

定義: 障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すもの

⇒「障害の程度(重さ)」ではなく、標準的な支援の度合を示す区分であることが分かりにくいことから、名称・定義を変更



名称: **障害支援区分**

定義: 障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて**必要とされる標準的な支援の度合**を総合的に示すもの

●ポイント③: 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者としての厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

●ポイント④: サービス基盤の計画的整備

- ①障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ②基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③市町村は障害福祉計画を策定するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

障害者総合支援法の給付・事業

市町村

介護給付

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- ・施設入所支援

第28条第1項

訓練等給付

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型・B型)
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助

第28条第2項

自立支援給付

第6条

★原則として国が1/2負担

障害者・児

相談支援

- ・基本相談支援
- ・地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)
- ・計画相談支援

第5条第18項

自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

第5条第24項

補装具

第5条第25項

地域生活支援事業

★国が1/2以内で補助

- ・相談支援
- ・意思疎通支援
- ・日常生活用具
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム

第77条第1項

等

支援

- ・広域支援
- ・人材育成
- 等

第78条

都道府県

★自立支援医療のうち、精神通院医療の実施主体は都道府県及び指定都市

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
訪問系	介護給付	居宅介護 ● 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	199,021	21,707
		重度訪問介護 ●	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	12,221	7,518
		同行援護 ● 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	26,292	5,748
		行動援護 ● 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	13,149	2,021
		重度障害者等包括支援 ● 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	45	10
日中活動系	介護給付	短期入所 ● 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	46,458	5,305
		療養介護 ●	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	20,970	258
		生活介護 ●	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	298,461	12,348
施設系		施設入所支援 ●	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	124,463	2,560
居住支援系		自立生活援助 ●	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,271	290
		共同生活援助 ●	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	167,465	12,318
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） ●	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,177	189
		自立訓練（生活訓練） ●	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	14,155	1,310
		就労移行支援 ●	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	35,543	2,989
		就労継続支援（A型） ●	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	82,990	4,368
		就労継続支援（B型） ●	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	322,414	16,003
		就労定着支援 ●	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	15,220	1,533

(注) 1.表中の「●」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 4 年 12 月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	163,847	10,864
		医療型児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,666	87
		放課後等デイサービス 児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	311,372	19,556
訪問系	障害児支援に係る給付	居宅訪問型児童発達支援 児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	338	117
		保育所等訪問支援 児	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	15,613	1,534
入所系	障害児支援に係る給付	福祉型障害児入所施設 児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,327	180
		医療型障害児入所施設 児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,741	198
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 児	【サービス利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） 事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨 	232,366	9,823
		障害児相談支援 児	【障害児利用援助】 <ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	80,023	6,130
		地域移行支援 者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	587	318
		地域定着支援 者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,043	553

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1.表中の「**者**」は「障害者」、「**児**」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 4年 12月サービス提供分（国保連データ）

4 その他の障害者福祉施策の動向

令和4年12月成立(令和6年4月施行)改正障害者 総合支援法

趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、

- ・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実
- ・ 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当る必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2④及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

1 障害者等の地域生活の支援体制の充実

① グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

現状・課題

- グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

見直し内容

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。

※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

見直しのイメージ

現行の支援内容



- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

事業所数合計 11,526 利用者数合計 158,167人

事業所数・利用者数については、国保連令和4年4月サービス提供分実績

一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。



- 支援(例)
- GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援
 - GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

1 障害者等の地域生活の支援体制の充実

②③ 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

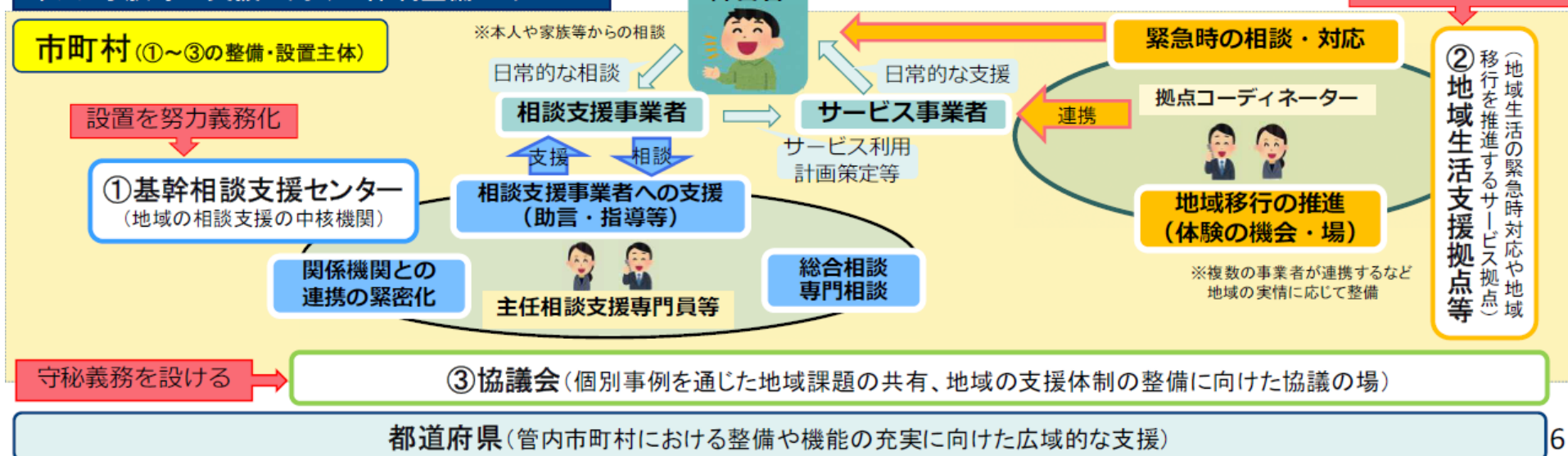
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的にを行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



1 障害者等の地域生活の支援体制の充実

基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の役割・機能

- 基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等それぞれの役割や機能は異なるが、障害者の地域生活を支援する体制づくりを担う点は共通。
各々の役割や機能を踏まえた効果的な連携体制の構築が必要。

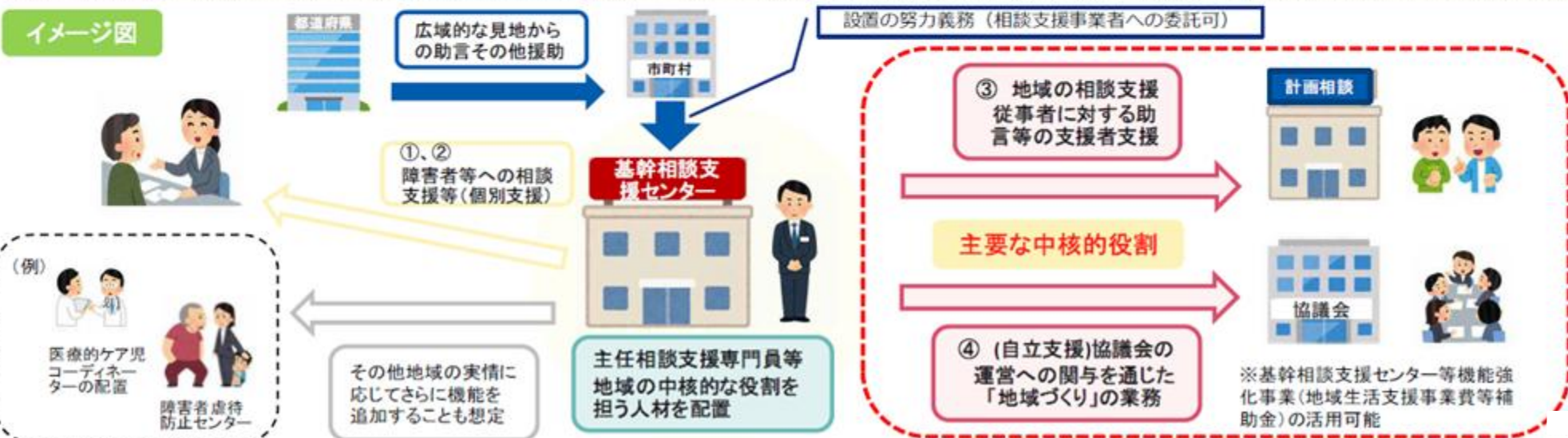
	基幹相談支援センター (地域における相談支援の中核的な機関)	地域生活支援拠点等 (障害者が地域で安心して暮らすための サービスの拠点・連携体制)
設置・整備主体	市町村が設置主体（複数市町村による共同設置可） ※指定特定相談支援事業所等に対する委託可	市町村が整備主体（複数市町村による共同整備可） ※複数のサービス事業所等による面的な体制整備も可
役割・機能	地域における相談支援の中核的な機関として地域の相談支援体制の強化 ①総合的な相談支援・権利擁護 ②地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援 ③関係機関等の連携の緊密化の促進	地域生活における安心の確保＋地域生活への移行の推進 ①緊急時・緊急時に備えるための相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

1 障害者等の地域生活の支援体制の充実

基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務) } 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)
- ※ 都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるものとされている。(法第77条の2第7項) **新**
- ③④が主要な「中核的な役割」



1 障害者等の地域生活の支援体制の充実

地域生活支援拠点等

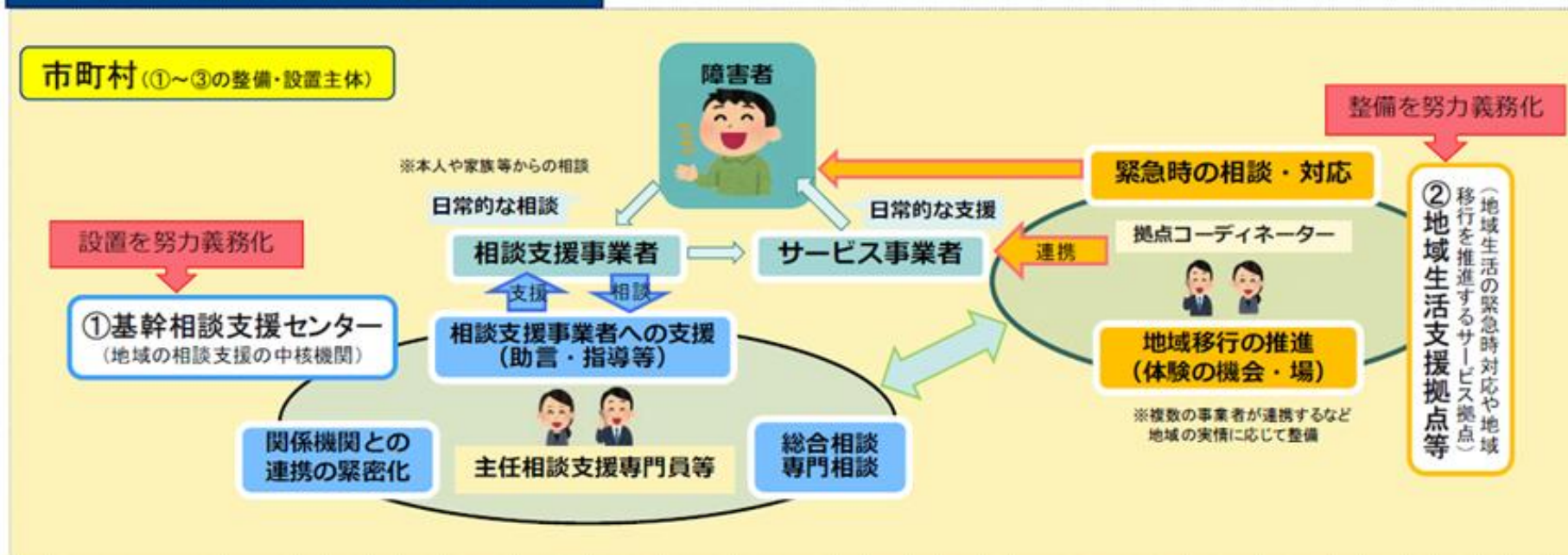
現状・課題

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)

見直し内容

- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



守秘義務を設ける

③協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

2 多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進

① 就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等

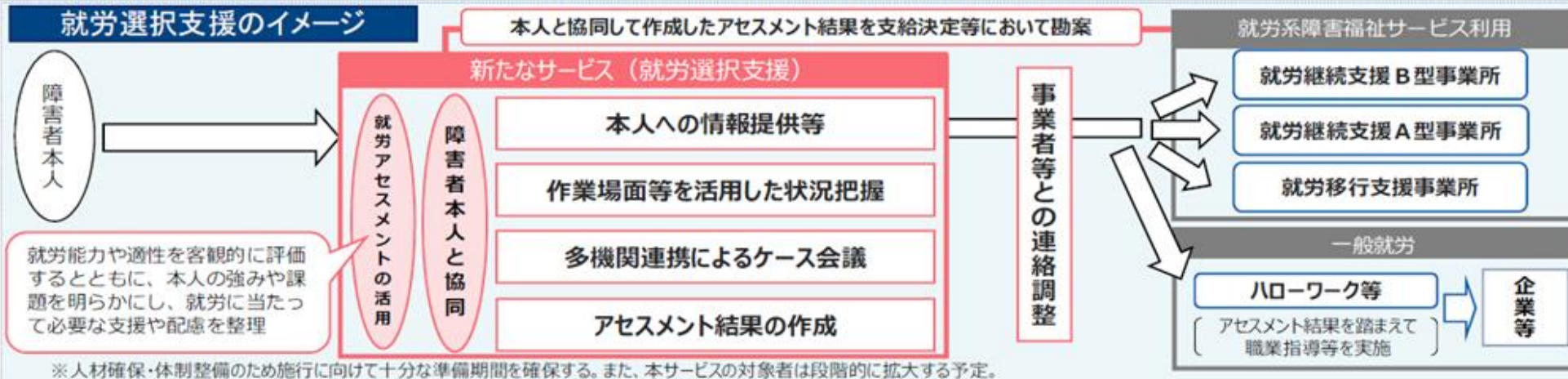
現状・課題

- これまで障害者雇用施策と障害福祉施策に基づき就労支援を進めている。※民間企業に約60万人、就労系障害福祉サービス事業所に約40万人が就労
- 障害者の就労能力や適性等については、現在も就労系障害福祉サービスの利用を開始する段階で把握しているが、それらを踏まえた働き方や就労先の選択には結びついていない面や、必ずしも質が担保されていない面がある。
- 就労を希望する障害者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、一人一人の障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められている。

見直し内容

- 就労選択支援の創設（イメージは下図）
 - ・ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設する（障害者総合支援法）。
 - ・ ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施するものとする（障害者雇用促進法）。
- 就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用
 - ・ 企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合（※）に、その障害者が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることを法令上位置づける（障害者総合支援法）。（※）省令で規定
- 雇用と福祉の連携強化
 - ・ 一般就労への移行・定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業者等の連携先として、障害者就業・生活支援センターを明示的に規定する（障害者総合支援法）。

就労選択支援のイメージ



2 多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進

② 一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用

従来より、民間企業等に就職した障害者の定着等に向けて、雇用施策や福祉施策による支援を行ってきた。今般の法改正では、これら既存の支援策に加えて、一般就労への移行や継続を障害者のニーズに応じて柔軟に支援するため、一般就労中の障害者でも、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることとしている。【令和6年4月1日施行】

法令上新たに位置づけ

1. 働き始めに段階的に時間を増やす場合

- 企業等での働き始めに、**週10～20時間未満から段階的に勤務時間を増やす**際に、通い慣れた事業所で引き続き就労することを可能とする。
- 利用期間：原則3～6か月以内（延長が必要な場合は合計1年まで）※

生活リズムの維持や、企業と事業所が情報共有し、合理的配慮の内容等について調整を図り、円滑な一般就労への移行を目指す。



※円滑に職場定着が図られるように、個々の状況に応じて設定

2. 休職から復職を目指す場合

- 休職から復職を目指す**際に、支援を受けることにより復職することが適当と企業及び主治医が判断している場合に、復職に向けてサービスを利用することを可能とする。
- 利用期間：企業の定める休職期間の終了までの期間（上限2年）

復職に必要な生活リズムの確立、体力や集中力の回復、主治医や産業医との連携等を通じ、円滑な職場復帰を目指す。



従来から運用上位置づけ

一般就労中の就労を行わない日や時間のサービス利用 ※日中活動系サービスが対象（就労移行支援を除く）

- 非常勤のような形態で一般就労する利用者が、以下の条件を満たす場合、一般就労を行わない日又は時間に利用できる。
①企業等から事業所等への通所が認められている、②サービスを受ける必要があると市町村が認めている

※法律上の就労継続支援事業の対象である「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」に位置づけられるもの。



5 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定

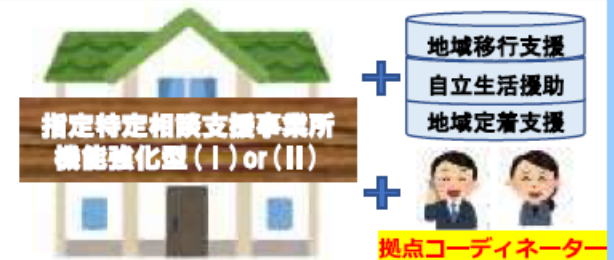
地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** *拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所(加算) 100単位/日 *拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所(加算) **200単位/日** *連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。(訪問系サービス等)

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

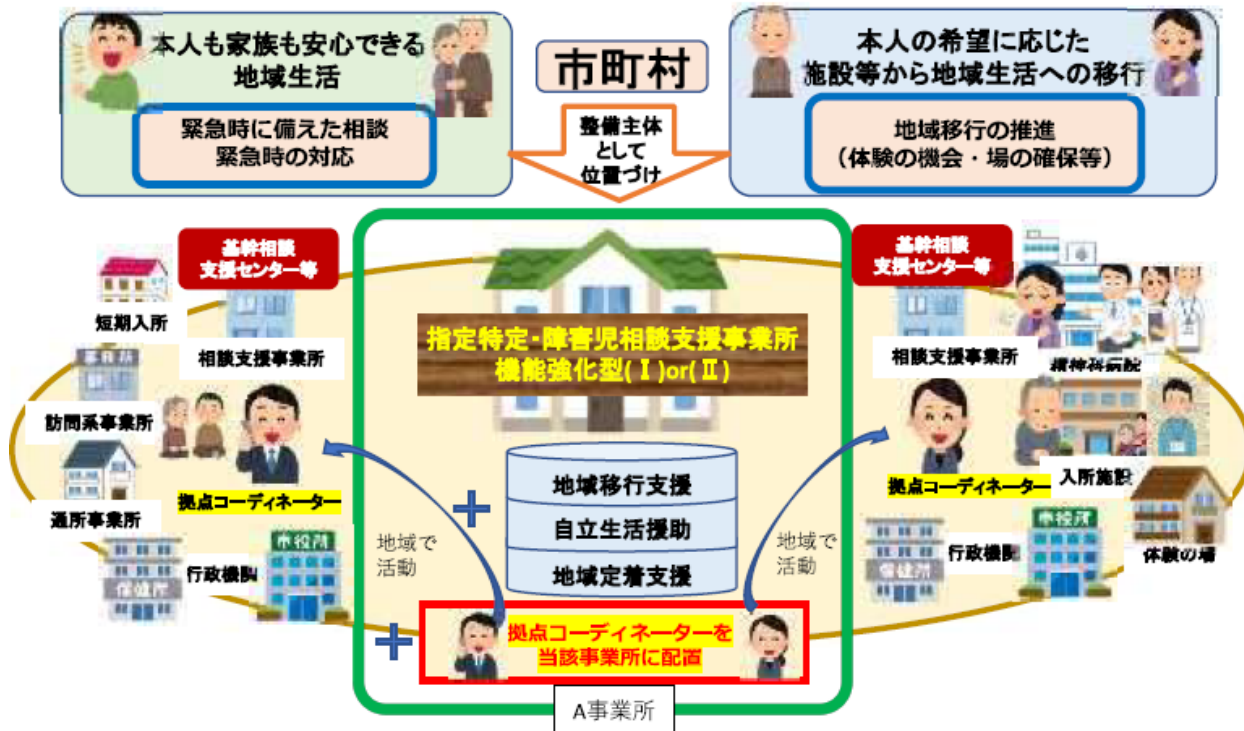
- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。
(1月に3回を限度)

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算(Ⅱ) **60単位/日**

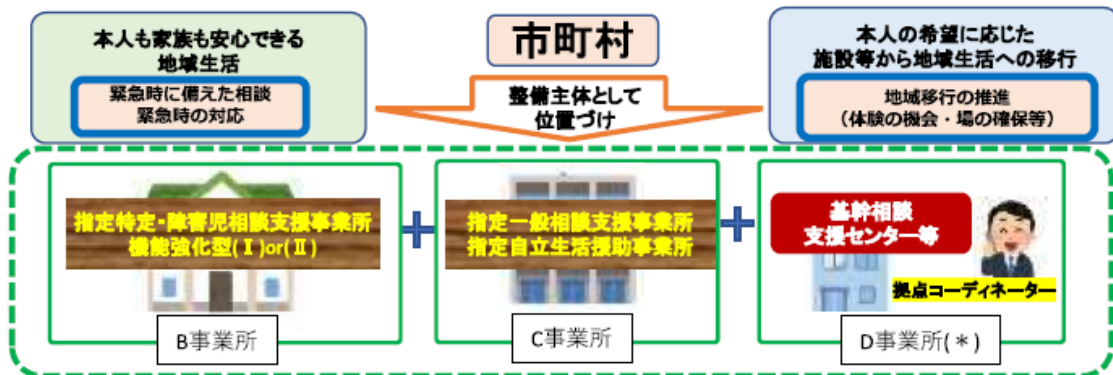


拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が**単独**で配置する場合



② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で**共同**して配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

○ 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

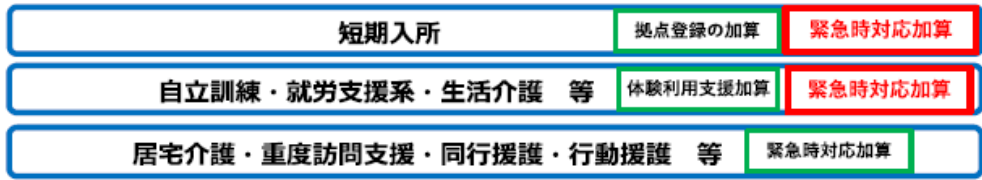
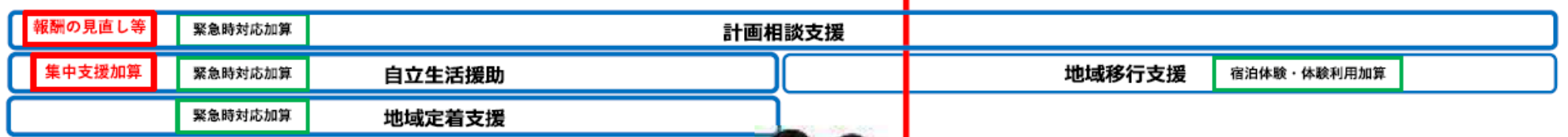
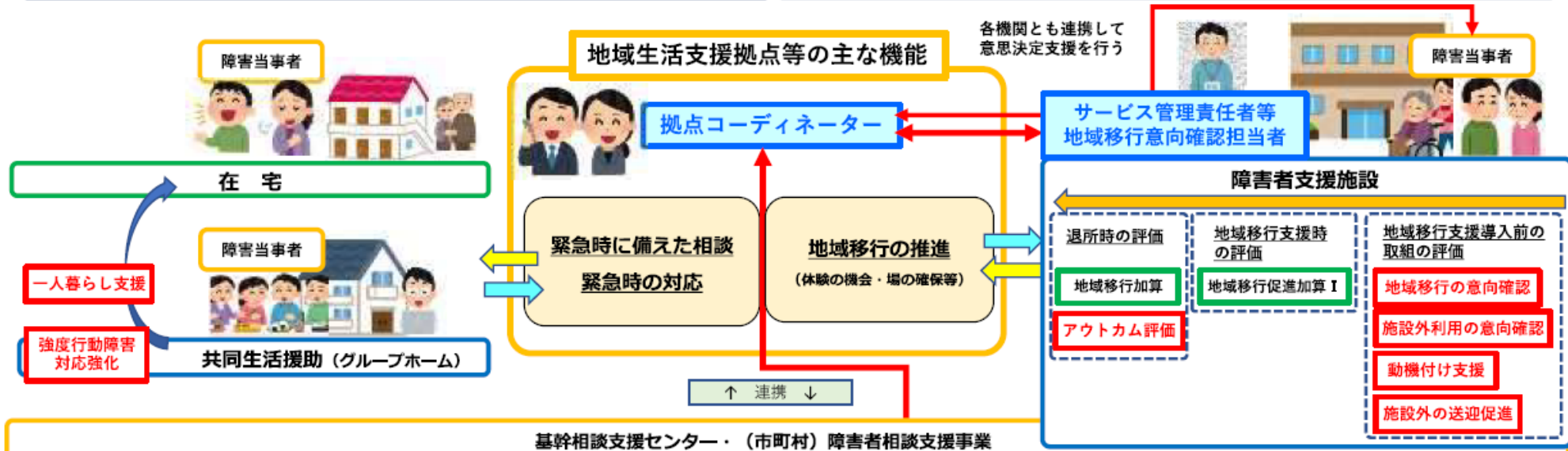
* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



* 図内の枠色について

既存の障害福祉報酬での取組

R6 障害福祉サービス等報酬改定

* 障害福祉サービス等報酬の一部抜粋

↑ 連携 ↓

行政機関（障害福祉・高齢・保健等）・医療等の関係機関

（自立支援）協議会等の協議の場

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

- 【現行】自立生活支援加算 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度
- 【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 * 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。
 (現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象
 (新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/日 * 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。
- ※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

- 【新設】 **ピアサポート実施加算** 100単位/月 * 自立支援加算(Ⅲ)に加算
- 【新設】 **居住支援連携体制加算** 35単位/月、**地域居住支援体制強化推進加算** 500単位/回 (月1回を限度) * 自立支援加算(Ⅰ)に加算
 * 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

- 【新設】 **退居後共同生活援助サービス費**・**退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** 2,000単位/月 * 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。
- 【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** 100単位/月 * 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



3. 退居後の支援

退居後共同生活援助サービス費

新しい暮らしに馴染むため、一定期間、関係性のあるグループホームの職員が訪問により支援(3か月)



相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
 ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
 「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
 地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)
 算定対象事業所を追加(※2と同じ)

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
 医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
(新) 高次脳機能障害者支援体制加算	—	

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

6 県の具体的推進方策

障害者施策に係る計画

	障害者基本計画	障害福祉計画/障害児福祉計画
所管	内閣府	厚生労働省 こども家庭庁
法律	障害者基本法第11条第1項～第3項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) 第88条及び第89条 児童福祉法第33条の20及び22
策定義務	国、都道府県、市町村	都道府県、市町村
内容	<u>障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもので、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置づけられる。</u>	<u>障害者及び障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としている。</u>
本県	岩手県障がい者プラン (岩手県障がい者計画) 計画期間: 令和6年度～令和11年度	岩手県障がい者プラン (岩手県障がい福祉計画) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 計画期間: 令和6年度～令和8年度
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>(参考) 岩手県ホームページ『岩手県障がい者プラン』 https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoushoushi/shougai/1003920/1073323.html</p> </div>		

1 岩手県障がい者計画(R6～R11)

基本目標 (目指す姿)

障がい者一人ひとりが、地域の人たちと共に支え合う仲間として、いきいきと暮らし、幸福を実感できる社会

施策の基本的方向	施策の具体的推進方向	項目	主な具体的取組(抜粋)
Ⅰ 障がい者の権利を守り、共に生きる地域づくりを推進する	1 障がい者の権利擁護	①障がい者に対する不利益な取扱いの解消 ②障がい者への虐待防止 ③福祉サービスの利用援助 ④福祉サービスの情報提供とサービス評価 ⑤福祉サービスに対する苦情の解決	○障がい者に対する不利益な取扱いの解消と虐待防止 相談窓口職員研修、出前講座等を通じた障がい者に対する不利益な取扱いの解消及び虐待の防止に向けた取組の推進 ○福祉サービスの苦情解決 県福祉サービス運営適正化委員会における解決促進支援
	2 相談支援体制の充実・強化	①ケアマネジメント体制の拡充 ②市町村における相談支援体制の充実 ③専門性の高い相談支援体制の充実 ④地域自立支援協議会の充実 ⑤岩手県障がい者自立支援協議会の充実	○障がい者の自己決定を尊重した相談体制の整備 障がい者本人の自己決定を尊重する相談支援体制の構築(相談支援専門員やサービス管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定ガイドラインの普及)
Ⅱ 多様な障がい特性に応じた適切な支援を提供する	1 医療体制等の充実	①精神障がい者への適切な医療の提供 ②難病患者への適切な医療の提供 ③障がい者に配慮した医療の提供	○障がい者に対する適切な医療の提供 ・精神科救急センターの充実による精神科救急医療体制の確保等 ・難病法に基づく医療費助成等
	2 多様な障がいへの対応	①重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者への対応 ②発達障がい児・者への対応 ③強度行動障がいを有する児・者への対応 ④高次脳機能障がい者への対応 ⑤ひきこもりの状態にある当事者への対応 ⑥アルコール健康障害を有する者への対応 ⑦ギャンブル等依存症である者への対応 ⑧難病患者への対応	○多様な障がいへの対応 重症心身障がい児、高次脳機能障がい者等、多様な障がいのある人の実態把握、適切な支援(保健、医療、福祉、教育等の関連分野による連携体制の構築、高次脳機能障がい者やその家族に対する専門的な相談と支援を行う相談支援拠点の充実強化等)
	3 地域リハビリテーション体制の充実	①地域リハビリテーション体制の充実	・関係機関の連携による地域リハビリテーションの提供体制整備

1 岩手県障がい者計画(R6～R11)

施策の基本的方向	施策の具体的推進方向	項目	主な具体的取組(抜粋)
Ⅲ健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する	1障がいの早期発見と疾病・介護の予防	①母子保健の充実 ②こころと体の健康づくりの推進	○こころと体の健康づくりの推進 継続した被災地におけるこころのケアの推進
	2療育支援体制の充実	①療育支援ネットワークの構築 ②岩手県立療育センター機能の充実 ③地域における療育の場の拡充	○療育支援体制(医療的ケア児への支援等)の充実 保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携した地域療育ネットワークの構築
	3教育の充実	①特別支援教育の充実 ②教育環境の充実	○特別支援教育の充実 「交流籍」を活用した交流及び共同学習の充実 手話の習得機会の提供 保護者からの手話による教育に関する相談体制整備
	4障がい者の高齢化への対応	①施設や地域における支援の充実	高齢障がい者が希望する地域、生活環境で安心して暮らすことができるサービスの充実、高齢者や障がい(児)者が共に利用できる「共生型サービス」の活用の促進
Ⅳ自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する	1多様な就労の場の確保	①一般企業への就労機会の拡大と定着に向けた支援 ②障がい者が働きやすい職場づくりの推進 ③障がい者就労支援事業所から一般就労への移行の推進 ④福祉的就労の場の拡充 ⑤障がい者工賃の水準向上	○一般企業への就労機会の拡大と定着に向けた支援、福祉的就労の場の拡充 ・障害者就業・生活支援センターにおける就業面及び社会面からの一体的な相談支援 ・新たな職域拡大を図るための「農福・水福連携」の取組の推進
	2社会参加活動の推進	①活動・交流の場や機会の確保 ②福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進	○活動・交流の場や機会の確保 ・障がい者の文化芸術活動やスポーツの振興 ・投票環境の向上、特別支援学校における啓発授業等による主権者教育の充実
	3障がい者に対する県民理解の推進	①啓発と交流による心のバリアフリーの推進	・人々の意識や社会環境の中にある様々な障壁を取り除くなど、心のバリアフリーの推進 ・県民が多様な障がいについて理解を深める機会の確保
	4情報提供の充実	①福祉・情報機器の利用促進 ②障がいの特性に配慮した情報提供の充実	○障がい特性に配慮した情報提供の充実 ・視聴覚障がい者への意思疎通支援の充実 ・手話による情報の発信、手話通訳者の育成

1 岩手県障がい者計画(R6~R11)

施策の基本的方向	施策の具体的推進方向	項目	主な具体的取組(抜粋)
V障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる	1障がい福祉サービスの充実	①日中活動の場の整備 ②住まいの場の整備 ③訪問系サービスの充実 ④在宅保健福祉サービスの充実 ⑤施設入所サービスの充実	○多様な生活の場の確保 生活介護、就労継続支援等の多様な場の整備、充実
	2障がい者を支える人材の育成	①保健・医療・福祉人材の育成	・県立大学や福祉関係団体等と連携した研修の実施、福祉人材センターとハローワーク等との連携を強化したきめ細かなマッチング支援 ・手話通訳を行う者の技能向上の取組
	3地域移行の推進	①入所施設や精神科病院からの地域移行・地域生活支援の推進	障がい保健福祉圏域又は市町村における地域生活支援拠点等の整備の促進
	4多様な主体による生活支援の促進	①ボランティア・NPO活動の推進 ②住民参加による生活支援の仕組みづくり ③障がい者を支えるセーフティネットの構築	○ボランティア・NPO活動の推進、住民参加による生活支援 障がい者等の多様な福祉ニーズにきめ細かく対応できるボランティア養成等の推進 ○障がい者を支えるセーフティネットの構築 ピアサポートの取組支援
	5ユニバーサルデザイン化の推進	①暮らしやすい住まいづくりの推進 ②活動しやすいまちづくりの促進 ③移動しやすい環境の整備 ④読書バリアフリー環境の整備	○バリアフリー環境の整備 ・「ひとにやさしい駐車場利用証制度」の普及等、移動しやすい環境の整備 ・アクセシブルな図書等の拡充、点訳や録音図書の作成ボランティアの養成等
	6防災・防犯対策の充実	①災害時の支援体制の充実 ②関係機関との連携強化 ③情報伝達体制の強化 ④消費者被害の救済と防犯対策の強化	○災害時の支援体制の充実 市町村と連携した避難行動要支援者支援の取組を推進
	東日本大震災津波を踏まえた対応(関連項目の再掲)	①被災地におけるこころのケア	○被災地におけるこころのケア 継続した被災地におけるこころのケアの推進(再掲)

2 岩手県障がい福祉計画(R6～R8)

区分	目指す姿(目標)	主な具体的取組等
基本的理念	①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ②地域間格差の解消等 ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ④地域共生社会の実現に向けた取組 ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援 ⑥障がい福祉人材の確保・定着 ⑦障がい者の社会参加を支える取組定着	・障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備 ・障がい児及びその家族が、障がいの疑いがある段階から身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の関連分野の連携を図る
障がい福祉サービス等提供体制の確保に関する基本的な考え方	(障がい福祉サービス) ①県内で必要とされる訪問系サービスの保障 ②希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障 ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 ④福祉施設から一般就労への移行等の推進 ⑤強度行動障がい者や高次脳機能障がい者等に対する支援の充実 ⑥依存症対策の推進 ⑦障害者支援施設及び障害児入所施設における支援体制の維持	・地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の利用推進により、入所等から地域生活への移行を促進 ・地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を進め、必要な機能の充実を図る ・アルコール及びギャンブル等をはじめとする依存症対策について、県のアルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、地域において様々な関係機関と連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を実施
	(障がい児支援) ①地域支援体制の構築 ②保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援 ③地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進 ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備 ⑤障がい児相談支援の提供体制の確保	・児童発達支援センターについて、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障がい児通所支援等と連携した重層的な支援体制の充実を図る ・重症心身障がい児及び医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるように、地域における重症心身障がい児や医療的ケア児の人数やニーズ、地域資源の状況等の支援体制の現状を把握するとともに、地域における課題の整理や支援体制の充実を図る
	(相談支援) ①相談支援体制の充実・強化 ②自立支援協議会を中核とする関係機関の連携の推進及び活性化 ③地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 ④多様な障がいに対する支援	・相談支援を行う人材の育成支援を行うとともに、市町村に対し、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置及び機能の充実・強化に向けた支援の実施 ・障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会において、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善への取組を実施

2 岩手県障がい福祉計画(R6～R8)

区分	目指す姿(目標)	主な具体的取組等
障がい福祉サービス等提供体制の確保に関する基本的な考え方	(被災地の障がい福祉サービス) ところのケアの継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県こころのケアセンターにおいて、保健所や市町村との連携・協働のもと、精神科医等の専門職による専門的なこころのケアを引き続き実施するとともに、市町村保健師等の支援者への支援、地域でこころのケアを担う人材の育成やこころの健康に係る普及・啓発など、地域における包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進
主な成果目標	地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域において緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等を設置するとともに、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討を実施
	相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障がい等を有する障がい者に関してその状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制を整備 ・地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施
主なサービスの見込量	障がい福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を支援する訪問系・日中活動系サービスの利用増や、就労アセスメントの活用により本人の希望や適性等に合った選択ができるように支援する就労選択支援(令和7年10月制度開始)の利用を見込む。
	障がい児福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ・生活能力の向上等を支援する放課後等デイサービスの利用増を見込む。
その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を図るために必要な事項等	障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性に配慮した意思疎通支援者の養成や派遣体制の整備 ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4年法律第50号)を踏まえ、障がい当事者によるICT活用等の促進に向けた取組を推進